

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 20 日現在

機関番号：16301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23531013

研究課題名(和文) 19世紀後半プロイセンにおける公立国民学校の授業料存廃問題

研究課題名(英文) School fee problems of prussian public elementary school in the second half of 19th century

研究代表者

山本 久雄 (Yamamoto, Hisao)

愛媛大学・教育学部・教授

研究者番号：20145056

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：プロイセンでは、1850年憲法で公的国民学校の授業料徴収の廃止が明確に定められたが、その実施までにおよそ40年を要した。これには、その代替財源の確保の困難という事情もあったが、実はこの授業料の存廃問題が大きな問題を内包していたからでもあった。本研究では、授業料廃止を定めた法律の審議過程をたどることにより、その問題の広がりを探明し、教育史上のその意義についてまとめた。

研究成果の概要(英文)：Abolition of school fee in prussian public elementary was provided by the constitution of 1850. But the enforcement of that articul needed about 40 years. Of course there was a difficulties of making sure of an alternative revenue source, but there was involved an essential problems of educational history. For prussian elementary teacher the abolition of school fee and salary from public funds related to their professional independence, social recognition, and making condition to devote their profession. In addition, substantial increase of pupils, strengthening of public control to school and teacher were produced by the bolition. And nature of funds related to nature of public education. I have researched these problems by pursuing discussions in the national assembly.

研究分野：教育学

キーワード：授業料 国民学校 教員の待遇改善 義務教育の一元化

1. 研究開始当初の背景

公教育の形成過程の研究において、経費負担という視点は重要である。誰が、なぜ、どのようにその経費を負担するかという問題は、その経費で行われる教育の目的、内容、管理のあり方と関わり、また、その実質化に関係している。従って、経費負担という視点は制度化された公教育の基本的性格、構造、普及・浸透の状況を見る有効な切り口となる。

プロイセンでは、義務教育学校であった公立国民学校の授業料の廃止は、1850年憲法に規定された。だが、それは国家的規模ではなかなか実施されず、議会、政府広報誌、教育関係誌、教員集会等での長い論議を経て、80年代後半、国庫からの教員給与への支出を定めた法規の成立施行を機に漸く実現した。この過程を一瞥してみると、財政事情のほかに、以下のような問題が浮かび上がった。即ち、

(1) 義務教育体制の基本的性格、基本構造にかかわる問題

誰がなぜ経費を負担するかを巡り、義務教育における公益と私益との関係、国民学校の基本的目的と教育課程の概要、教育に関する親の権利義務と公権力のそれとの基本的関係、学校の管理機関の組織構成のあり方などが論議された。授業料存廃問題は、これらの捉え直しを迫る問題であった。

(2) 義務教育における教職の確立にかかわる問題

プロイセンでは、多くの場合、授業料は、直接、関係教員の収入に充てられ、教員はその徴収業務を行うほか、不安定な生計を補うため副業を余儀なくされていた。授業料の廃止、公費による定額の給与は教員に教職に専念する基盤をもたらし、自覚を促すほか、その職務が固有の、公的な使命を帯びているとの意識が社会に普及定着することにも関係していた。教員層がこの問題に関心を持ち、発言したのはこのような背景による。

(3) 「国民学校」の一元化にかかわる問題

プロイセン国家は、戦争や外交的策略により多くの地域を順次版図に組み入れたが、その際、学校に関する旧来の制度・慣行はそれぞれ温存させた。従って、それまで、「国民学校」といっても、目的、教育課程、就学年齢、就学期間、生徒の編成、教員の待遇などは必ずしも一元化はされていなかった。授業料の廃止とワンセットで導入された、教員給与に対する国庫からの支出は、支出の要件、対象、額を定めることを通して「国民学校」の一元化を促進する契機となりえた。授業料存廃問題はこの一元化の是非をめぐる問題にも通底していた。

(4) 義務教育制度の実質化、普及・浸透にかかわる問題

一般に、義務教育制度の成立とその実質化は一致しない。プロイセンでも、制度の成立が、生徒の就学、教員の資質・能力、職務遂行の条件、施設設備などの点で実質化するに

は時間を要した。その中で、上記(2)で触れたように、授業料廃止は、教員に職務に専念する基盤・条件をもたらし、さらに保護者・生徒に対しても、直接の経費負担に伴う就学への抵抗感を払拭し、「出席率」の改善をもたらす契機となる。授業料存廃問題は義務教育の実質化、普及・浸透に関わる問題でもあった。

このように、公立国民学校の授業料の存廃問題は、プロイセンの義務教育体制の歴史的形成過程を、より原理的・構造的・実態的に把握するために有益な手がかりとなる。

しかるに、19世紀後半のプロイセン義務教育体制を対象とする主な先行研究では、法制化とそれに関わる政治過程の記述に主眼が置かれ、体制の変容を原理的・構造的・実態的に把握しているとは言い難い。また、この期の授業料問題に特に着目し、プロイセン国家統計年報所収の特集論文を援用しつつその問題の複雑性を指摘する研究も、多方面の主張・意見、法規、統計結果等をフォローし、問題の全体像を究明しているとはまでは言えない。

こうした研究状況の背景には、これまでの先行研究が、義務教育体制をもっぱら上からの法制化という視点から捉え、義務教育学校の授業料廃止を教育の普及・充実策としてのみ捉えてきたという事情がある。特にわが国ではそうした論調が明白であり、また、事実、その廃止(1901年実施)を機に、特に女子の就学率が急速に向上した、という事情があり、本来、授業料存廃問題が内包する多様な論点は顕在化せず、意識化されることはなかった。

2. 研究の目的

19世紀後半プロイセンにおける公立国民学校の授業料の存廃問題に内包していた全体像を把握し、その廃止が義務教育体制の変容に与えた意味を明らかにする。

3. 研究の方法

個人による文献研究として以下の点に取り組んだ。

(1) 議会議事録を用い、成立に至らなかったものも含め、教育法案中の公立国民学校の授業料に関する論議を追い、議会に出された主張・意見の内容を明らかにする。

(2) 政府発行の統計報告書を用い、国、州・県別及び都市・農村別に、財政・租税の状況、公立国民学校に関する諸指標(授業料額、教員給料額、教員一人当たり生徒数、学級規模、出席率など)の変化を明らかにし、それらに対して授業料の存否・額がもっていた意味を把握する。

(3) 政府提出の各教育法案の提案理由書、教育例規集、文部省官報、統計局発行の統計年報等の政府広報誌、教育行政の実務担当者向けに編まれた解説書等に掲載されている命令・通達・記事・論考、県の例規集等によ

り、授業料存廃についての政府及び各県の見解及び各県の学校事情を把握する。

(4) 教員を讀者とする定期刊行誌(「全ドイツ教員新聞」, 1852 年発刊)中の論説・主張, 各地の教員集会の報告記事等により, 授業料存廃問題についての教員世界の意向を把握する。

(5) 研究の途中経過を学会で発表し, 同学諸兄の批判を求め, 研究の更なる深化拡大を図る。

4. 研究成果

研究によって得られた知見は多岐にわたるが, その主だったものは以下である。

(1) 公立義務教育学校での授業料の存廃問題は 1850 年憲法制定公布直後から, 議会, 政府官報, テーマ・領域別に編まれた国家統計誌, 教員対象の定期刊行物等で論じられた。そこで取り上げられた内容は, それらをまとめ, 俯瞰した文部省官報によれば, 「道徳的, 法的, 技術的, 財政的」内容であり, その存否を考える視点として「公的財政及び私的生計に対する授業料の財政上の, 或いは税政策上の意味」, 「授業料の徴収形態」, 「授業料の教育学上の意味」, 「心理学的契機」, 「国法上及び政治上の考慮」, 「人口政策的考慮」, 「実際の経験」が挙げられている。

ここには, 誰を経費負担者とするかという観点から庶民を対象とする教育の基本的目的, 内容, 管理のあり方, 子どもの教育に対する責任の所在とそれぞれの特質と限界, 教育における資源の再配分と調整の根拠とその困難さ, 社会の発展と教育との関係, 教育における宗教勢力と世俗権力との関係, 教育における地域慣行と国家による管理との関係など, 時代を超えて議論されるべき内容が含まれるが, いずれにせよ, 公的国民学校における授業料の存廃問題が多く論点を持ち, 大きな広がりを含んでいたことを示している。

これはさらに, プロイセンに遅れることおよそ 10 年で同様の措置に踏み切ったわが国においてこうした論点が自覚され議論されることがなかったことの背景の究明という課題を浮かび上がらせる。

(2) この問題の帰趨において決定的だったのは国家政府の意向であった。当初, その廃止に消極的であった政府は, 1870 年代なかばに廃止の方向を明確に示すようになり, 80 年代にはそれは政府内で揺るぎない既定の方針として共有されていた。ドイツ帝国財政の成立安定化過程で帝国関税の一定額が邦(ラント)に給付されることになり, プロイセンでも 70 年代末から 80 年代なかばにかけてその給付金の使途を定める法律が相次いで議会に上程され, 審議されたが, そこでは, 憲法上, 国民学校維持経費の負担義務者とされ, 実質的に重い負担に喘いでいたゲマインデの負担を軽減し, 教育条件の整備を図るとともに, 教員の不安定で劣悪な待遇と連動して

いた保護者の授業料負担を軽減することが提案理由として挙げられていた。授業料の一律廃止を定めた「公的国民学校の負担軽減に関する法律(1888 年)の審議過程を追うと, 存廃そのものに関する議論は殆ど行われず, 専ら授業料が廃止される学校のカテゴリーに関する論議が行われた。これは, 庶民対象の初等学校が多様な存在形態を示し, この問題が国家による初等諸学校の一元化, 一元的管理の大きな契機となったことを示しているが, いずれにせよ授業料廃止が政府の明確な主導のもとで実現したことは明確である。

(3) 上記法律は, 授業料廃止とともに公的国民学校教員給与への国庫補助の拡大を定めるものであり, これにより教員の待遇の改善, 職務に専念する基盤の整備が大きな前進を見せることになるが, それはこの期の, その教員の年金, 遺児・寡婦の生活保障, 給与の増額に関する諸法規の整備の一環に位置づき, 教職への人材の吸引に資するものであった。

ちなみにこの時期は, 教員養成機関の整備, 採用手続きの規制, 国民学校の編成と教育課程に関する国家の法規・命令が相次いで出される時期でもあり, また, 国民学校の維持経費の負担を巡る紛争の処理手続きが一元的に定められた時期でもあった。

(4) マクロに見た場合, ここには, なぜこの時期に国家が民衆初等教育の改善を図り, 一元化し, その管理の強化を図ったのか, そうさせる客観的な動因・条件は何かという疑問が残る。むろん, 上記の法律は議会を構成する党派間の主張, 争い, 妥協の産物なのであり, また政府もそうして政局とは無関係ではありえないが, 上記のように政府が授業料廃止に明確に舵を切った時の宰相ビスマルクは, 議会で授業料廃止により貧困層にまで教育の普及を図ること, また, 有能な教員による教育の質の向上は「我が全土にわたり多大な幸福」をもたらすと述べるが, それはいかなる意味か。これらについては, 国民学校教育の「社会安定化機能」から説明しようとする立場, 重工業の発展に伴い, 国民学校に「労働力としての大衆の忠誠心と資質を確かなものにする」ことが期待されていたとする立場, 資本主義の成長とともに公教育の普及が金融資本によって独占利潤を強化するために要請されたとする立場などがあるが, いずれも主張の根拠に乏しいものがあり, 本研究を通して, それらに関する考察・究明が課題として浮かび上がった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者, 研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

山本久雄, 「使途法」における授業料問題, 愛媛大学教育学部紀要, 査読なし,

第 61 卷，2014 年，pp. 41-50

山本久雄，19 世紀後半プロイセンにおける国民学校授業料の存廃問題(3) - 「軽減法」の成立(1) - ，愛媛大学教育学部紀要，査読なし，第 59 巻，2012 年，pp. 79-90

〔学会発表〕(計 1 件)

山本久雄，19 世紀後半プロイセンにおける国民学校授業料の存廃問題，東北教育学会 2013 年度大会，2014 年 3 月，宮城県仙台市 東北大学大学院教育学研究科

〔図書〕(計 件)

なし

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

なし

取得状況(計 件)

なし

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.ed.ehime-u.ac.jp/~kiyou/2014/pdf/05.pdf>

<http://www.ed.ehime-u.ac.jp/~kiyou/2012/pdf/08.pdf>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山本久雄 (YAMAMOTO, Hisao)

愛媛大学教育学部 教授

研究者番号：20145056

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし